

大分県・市町村消防政策トップ懇談会設置要領

(設置趣旨)

第1条 大分県内の消防が県民の生命・身体・財産を守るという崇高な使命のもと、来る大規模災害等に備え、常備消防と消防団、大分県が顔の見える人間関係の構築と消防政策の情報共有等により緊密な連携を図り、もって県全体として地域防災力の向上につなげるため「大分県・市町村消防政策トップ懇談会（以下、「懇談会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は以下のとおりとする。

- (1) 大分県の防災、消防政策に関すること
- (2) 市町村の防災、消防政策に関すること
- (3) その他構成員が必要と認めること

(構成員)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成し、主宰者は、大分県消防保安室長とする。ただし、主宰者が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

- (1) 大分県生活環境部 防災局長
- (2) 大分県生活環境部防災局 消防保安室長
- (3) 大分県生活環境部 大分県消防学校長
- (4) 大分県生活環境部防災局消防保安室 防災航空管理監
- (5) 大分県生活環境部防災局消防保安室 消防アドバイザー
- (6) 大分市消防局長・大分市消防団長
- (7) 別府市消防長・別府市消防団長
- (8) 中津市消防長・中津市消防団長
- (9) 佐伯市消防長・佐伯市消防団長
- (10) 臼杵市消防長・臼杵市消防団長
- (11) 津久見市消防長・津久見市消防団長
- (12) 竹田市消防長・竹田市消防団長
- (13) 豊後高田市消防長・豊後高田市消防団長
- (14) 宇佐市消防長・宇佐市消防団長
- (15) 豊後大野市消防長・豊後大野市消防団長
- (16) 由布市消防長・由布市消防団長
- (17) 国東市消防長・国東市消防団長・姫島村消防団長
- (18) 日田玖珠広域消防組合消防長・日田市消防団長・九重町消防団長・玖珠町消防団長
- (19) 杵築速見消防組合消防長・杵築市消防団長・日出町消防団長

2 懇談会を欠席する構成員は、主宰者が認める代理人を出席させることができる。

(会議)

第4条 懇談会は、大分県消防保安室長が毎年1回5月に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、構成員の申出があった場合は、開催月の変更及び臨時に懇談会を開催することができる。

3 主宰者は、懇談会に、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、大分県消防保安室において行う。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年1月26日から施行する。